

3 災害復興住宅融資(補修)

(1) 制度の名称 災害復興住宅融資(補修)

(2) 制度の種類 融資

(3) 制度の概要

・自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。

・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

・この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます。

(ただし、返済期間は延長できません。)

	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火建築物	640万円	20年
	準耐火建築物	640万円	20年
	木造住宅(一般)	590万円	20年
整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間です。
引方移転費用		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認下さい。

(4) 活用できる方

ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。

(5) 問合せ先

独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

※IP 電話などで利用いただけない場合 (048-615-0420)